

## 実務経験不備事案の概要について

---

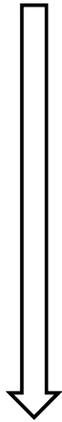
# 1. 実務経験要件について

## (1) 本検討会について

- 本検討会は、**施工管理技術検定試験における実務経験の不正受検等の事案**について、受検プロセスにおける課題を整理した上で、**講ずべき防止対策の検討を行う**ことを目的として設置する。

### <不正受検等の事案の発生>

- 不正受検等の事案の把握
- 調査結果に基づいた実務経験の不備等の背景・原因等の把握



### <技術検定の位置付け>

- 工事現場で施工の技術上の監理をつかさどる者（主任・監理技術者）の要件
- 建設業許可における営業所に設置する専任技術者の要件
  - ⇒ 建設業としての品質確保、信頼性を確保するために重要な国家資格

### <不正受検等の防止対策>

- 実務経験の不備等の原因について、受検プロセスに応じた防止対策の検討
- 検討会での検討・審議内容を踏まえ、防止対策をとりまとめた『提言』の公表

# 1. 実務経験要件について

## (2) 技術者の役割

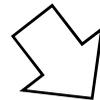
- **適正かつ生産性の高い施工を確保**するため、高い技術力を有する技術者を工事現場ごとに配置する。
- **建設生産物ならびに施工の特性**を踏まえ、技術者の技術力が必要である。

### 建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

### 施工の特性

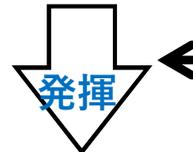
- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す



建設業者が  
組織として有する技術力

+

建設業者に属する技術者が  
個人として有する技術力



適正な技術的判断・確認

現場配置技術者

適正かつ生産性の高い施工の確保

# 1. 実務経験要件について

## (2) 技術者の役割

### ① 監理（主任）技術者

- 建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該建設工事について一定の資格を有する**監理（主任）技術者を配置して施工の技術上の管理を行う**ことが求められている。

#### ① 主任技術者（法第26条第1項）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

▷ 建設業者は、元請・下請、請負金額に係らず、「主任技術者」を配置しなければならない。

#### ② 監理技術者（法第26条第2項）

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請け契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

▷ 元請の建設業者は、下請請負金額の合計が4千万円（建築工事業の場合は6千万円）以上の場合、「監理技術者」を配置しなければならない。

# 1. 技術者の役割

## (2) 技術者の役割

### <監理技術者等の配置要件>

#### ○ 主任技術者・監理技術者の配置（建設業法第26条）

建設業者は、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者を配置しなければならない。なお、元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合、主任技術者ではなく監理技術者を配置しなければならない。

表1-1 監理技術者等の配置要件

		監理技術者	主任技術者
工事現場の技術者	元請工事における下請合計金額	4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	4,000万円未満 (建築一式工事は6,000万円未満)
	資格要件	○ 1級国家資格者 ・ 1級施工管理技士 ・ 1級建築士、技術士	○ 1級国家資格者 (左記同様)
			○ 2級国家資格者 ・ 2級施工管理技士 ・ 2級建築士
		○ 実務経験者（指定建設業※を除く） ・ 主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者	○ 実務経験者 ・ 大卒（指定学科）後3年以上の実務経験 ・ 高卒（指定学科）後5年以上の実務経験 ・ 10年以上の実務経験
	工事現場における専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上で必要	
その他の要件	建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3か月以上の雇用関係が必要)		

※ 指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業の7業種

#### ○ 主任技術者・監理技術者の職務（建設業法第26の3）

工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の施工に従事する者の**技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければならない。

# 1. 実務経験要件について

## (2) 技術者の役割

### ② 営業所専任技術者

- 建設業法において、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者の保護すること等を目的として、建設業の許可の要件として、**営業所ごとに専任の技術者の配置**を義務付けている。
- 営業所専任技術者は、許可を受ける建設業において、**一定の資格又は実務経験**を有することが求められ、その要件は一般建設業と特定建設業によって異なっている。

#### < 営業所 >

- 建設業法における営業所とは、本店又は支店若しくは**常時建設工事の請負契約を締結する事務所**を指す。
- 本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、**建設業に係る営業に実質的に関与する場合には営業所に該当**する。

#### < 営業所専任技術者 >

- 営業所における専任の技術者は、**営業所に常勤して専らその職務に従事**することを要する者を指し、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行う。
- なお、これら判断基準により専任性が認められる場合には、**いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う**ことができる。

#### 【営業所専任技術者の配置要件】

- ・ 特定建設業の場合  
→ 監理技術者と同じ
- ・ 一般建設業の場合  
→ 主任技術者と同じ

表1-2 「一般建設業」「特定建設業」の定義

一般建設業	特定建設業
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上、かつ特定建設業の許可要件に該当しない工事を請け負う場合、「一般建設業」許可が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注者から直接請け負った工事について、下請業者の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）の場合、「特定建設業」許可が必要となる。</li> </ul>

# 1. 実務経験要件について

## (3) 受検に必要な実務経験

- 技術検定では、**最終学歴・修了した学科に応じて**、受検に必要な実務経験年数が課せられている。
- 1級技術検定では、実務経験年数のうち、**「指導監督的立場での実務経験」が1年以上**必要である。

### ○ 1級の受検資格（令第27条の5第1項）

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数※2	
	指 定 学 科	指 定 学 科 以 外
大 学	卒業後 3年以上	卒業後 4年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上	卒業後 7年6ヶ月以上
高 等 学 校	卒業後 8年以上※3	卒業後 11年6ヶ月以上
上 記 以 外	卒業後 15年以上	
2級技術検定合格者	2級合格後 3年以上※3	

- ※1 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大学卒業同等、専門士を称する者については短大卒業同等、その他の者については高等学校卒業と同等とする。
- ※2 実務経験の年数には、「指導監督の実務経験1年以上」が含まれていなければならない。「指導監督的立場」とは、現場代理人、主任技術者、工事主任、施工監督等の立場で、部下や下請け業者等に対して、工事の技術面を総合的に指導・監督した経験を指す。
- ※3 実務経験の年数には、「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者もとの実務経験2年以上」または「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」が含まれていることが必要。含まれていない場合には、+2年の実務経験が必要。

### ○ 2級の受検資格（令第27条の5第2項）

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数		
	指 定 学 科		指 定 学 科 以 外
	学 科 試 験	実 地 試 験	
大 学	条件なし※5	卒業後 1年以上	卒業後 1年6ヶ月以上
短期大学、高等専門学校	条件なし※5	卒業後 2年以上	卒業後 3年以上
高 等 学 校	条件なし※5	卒業後 3年以上	卒業後 4年6ヶ月以上
上 記 以 外	8 年 以 上		

- ※4 専修学校の専門課程卒業者のうち、高度専門士を称する者については大学卒業同等、専門士を称する者については短大卒業同等、その他の者については高等学校卒業と同等とする。
- ※5 当該試験年度の年度の末日における年齢が17歳以上の者

# 1. 実務経験要件について

## (4) 実務経験の対象となる工事等

- 実務経験として認められる職務等は、**施工に直接的に関わる技術上のすべての職務経験**を指し、受注者・発注者・設計者等のそれぞれの立場において定められている。
- 実務経験として認められる立場も、**施工に直接的に関わる技術上の管理をつかさどる立場**を指し、受注者・発注者・設計者等のそれぞれの立場において定められている。

### ① 実務経験として認められる職務等

① 受注者（請負人）として施工を指揮・監督した経験（施工図の作成や補助者としての経験も含む）
② 発注者側における現場監督技術者等（補助者としての経験も含む）としての経験
③ 設計者等による工事監理の経験（補助者としての経験も含む）

### ② 実務経験として認められる従事した立場

① 施工管理（請負者の立場での現場管理業務）	⇒ 工事主任、工事係、現場代理人、施工管理係 等
② 施工監督（発注者の立場での工事監理業務）	⇒ 発注者側監督員 等
③ 設計監理（設計者の立場での工事監理業務）	⇒ 工事監理 等

# 1. 実務経験要件について

## ①-1 実務経験として認められる工種種別・工事内容等 【土木】

工 事 種 別	工 事 内 容
河川工事	築堤工事、護岸工事、水制工事、床止め工事、取水堰工事、水門工事、樋門(樋管)工事、排水機場工事、河道掘削(浚渫工事)、河川維持工事(構造物の補修)等
道路工事	道路土工(切土、路体盛土、路床盛土)工事、路床・路盤工事、舗装(アスファルト、コンクリート)工事、法面保護工事、中央分離帯設置工事、ガードレール設置工事、防護柵工事、防音壁工事、道路施設等の排水工事、トンネル工事、カルバート工事、道路付属物工事、区画線工事、道路維持工事(構造物の補修)等
海岸工事	海岸堤防工事、海岸護岸工事、消波工事、離岸堤工事、突堤工事、養浜工事、防潮水門工事等
砂防工事	山腹土工事、堰堤工事、溪流保全(床固め工、帯工、護岸工、水制工、溪流保護工)工事、地すべり防止工事、がけ崩れ防止工事、雪崩防止工事等
ダム工事	転流工事、ダム堤体基礎掘削工事、コンクリートダム築造工事、ロックフィルダム築造工事、基礎処理工事、原石採取工事、骨材製造工事等
港湾工事	航路浚渫工事、防波堤工事、護岸工事、けい留施設(岸壁、浮桟橋、船揚げ場等)工事、消波ブロック製作・設置工事、埋立工事等
鉄道工事	軌道盛土(切土)工事、軌道路盤工事、軌道敷設(レール、まくら木、道床敷砂利)工事(架線工事を除く)、軌道横断構造物設置工事、ホーム構築工事、踏切道設置工事、高架橋工事、鉄道トンネル工事、ホームドア設置工事等
空港工事	滑走路整地工事、滑走路舗装(アスファルト、コンクリート)工事、滑走路排水施設工事、エプロン造成工事、燃料タンク設置基礎工事等
発電・送変電工事	取水堰(新設・改良)工事、送水路工事、発電所(変電所)設備コンクリート基礎工事、発電・送変電鉄塔設置工事、ビット電線路工事、太陽光発電基礎工事等
通信・電気土木工事	通信管路(マンホール・ハンドホール)敷設工事、とう道築造工事、鉄塔設置工事、地中配管理設工事等
上水道工事	配水本管(送水本管)敷設工事、取水堰(新設・改良)工事、導水路(新設・改良)工事、浄水池(沈砂池・ろ過池)設置工事、浄水池ろ材更正工事、配水池設置工事等
下水道工事	本管路(下水管・マンホール・汚水渠等)敷設工事、管路推進工事、ポンプ場設置工事、終末処理場設置工事等
土地造成工事	切土・盛土工事、法面処理工事、擁壁工事、排水工事、調整池工事、墓苑(園地)造成工事、分譲宅地造成工事、集合住宅用地造成工事、工場用地造成工事、商業施設用地造成工事、駐車場整備工事等
農業土木工事	圃場整備・整地工事、土地改良工事、農地造成工事、農道整備(改良)工事、用排水路(改良)工事、用排水施設工事、草地造成工事、土壌改良工事等
森林土木工事	林道整備(改良)工事、擁壁工事、法面保護工事、谷止工事、治山堰堤工事等
公園工事	広場(運動広場)造成工事、園路(遊歩道・緑道・自転車道)整備(改良)工事、野球場新設工事、擁壁工事等
地下構造物工事	地下横断歩道工事、地下駐車場工事、共同溝工事、電線共同溝工事、情報ボックス工事、ガス本管理設工事等
橋梁工事	橋梁上部(桁製作・運搬・架設・床版・舗装)工事、橋梁下部(橋台・橋脚)工事、橋台・橋脚基礎(杭基礎・ケーソン基礎)工事、耐震補強工事、橋梁(鋼橋、コンクリート橋、PC橋、斜張橋、つり橋等)工事、歩道橋工事等
トンネル工事	山岳トンネル(掘削工、覆工、インバート工、坑門工)工事、シールドトンネル工事、開削トンネル工事、水路トンネル工事等
鋼構造物塗装工事	鋼橋塗装工事、鉄塔塗装工事、樋門扉・水門扉塗装工事、歩道橋塗装工事等
薬液注入工事	トンネル掘削の止水・固結工事、シールドトンネル発進部・到達部地盤防護工事、立坑底盤部遮水盤造成工事、推進管周囲地盤補強工事、鋼矢板周囲地盤補強工事等
土木構造物解体工事	橋脚解体工事、道路擁壁解体工事、大型浄化槽解体工事、地下構造物(タンク)等解体工事等

受検資格として認められる・工事種別・工事内容

工 事 種 別	工 事 内 容
建築工事 (ビル・マンション等)	PC ぐい工事、RC ぐい工事、鋼管ぐい工事、場所打ちぐい工事 PC ぐい解体工事、RC ぐい解体工事、鋼管ぐい解体工事、場所打ちぐい解体工事 建築物基礎解体後の埋戻し、建築物基礎解体後の整地工事(土地造成工事) 地下構造物の解体後の埋戻し、地下構造物の解体後の整地工事(土地造成工事)等
個人宅地工事	PC ぐい工事、RC ぐい工事、鋼管ぐい工事、場所打ちぐい工事 PC ぐい解体工事、RC ぐい解体工事、鋼管ぐい解体工事、場所打ちぐい解体工事等
浄化槽工事	大型浄化槽設置工事(ビル、マンション、パーキングエリアや工場等大規模な工事)等
機械等設置工事	タンク設置に伴うコンクリート基礎工事、煙突設置に伴うコンクリート基礎工事、機械設置に伴うコンクリート基礎工事等
鉄管・鉄骨製作	橋梁、水門扉の工場での製作等

 受検資格として認められる  
工事種別・工事内容

# 1. 実務経験要件について

## ①-2 実務経験として認められない工種種別・工事内容等 【土木】

受検資格として認められない工種種別・工事内容

工 事 種 別	工 事 内 容
建築工事 (ビル・マンション等)	躯体工事、仕上工事、基礎工事、杭頭処理工事、 地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、薬液注入工事 等
個人宅地工事	造成工事、擁壁工事、地盤改良工事(砂ぐい、柱状改良工事等含む)、 薬液注入工事、建屋解体工事、建築工事及び駐車場関連工事、基礎解体後の埋戻し、 基礎解体後の整地工事 等
解体工事	建築物建屋解体工事、建築物基礎解体工事 等
上水道工事	敷地内の給水設備等の配管工事 等
下水道工事	敷地内の排水設備等の配管工事 等
浄化槽工事	浄化槽設置工事(個人宅等の小規模な工事) 等
外構工事	フェンス・門扉工事等囲障工事 等
公園(造園)工事	植栽工事、修景工事、遊具設置工事、防球ネット設置工事、墓石等加工設置工事 等
道路工事	路面清掃作業、除草作業、除雪作業、道路標識工場製作、道路標識管理業務 等
河川・ダム工事	除草作業、流木処理事業、塵芥処理事業 等
地質・測量調査	ボーリング工事、さく井工事、埋蔵文化財発掘調査 等
電気工事 通信工事	架線工事、ケーブル引込工事、電柱設置工事、配線工事、電気設備設置工事、 変電所建屋工事、発電所建屋工事、基地局建屋工事 等
機械等設置工事	タンク、煙突、機械等の製作・塗装及び据付工事 等
コンクリート等製造	工場内における生コン製造・管理、アスコン製造・管理、 コンクリート2次製品製造・管理 等
鉄管・鉄骨製作	工場での製作 等
建築物及び建築付帯 設備塗装工事	階段塗装工事、フェンス等外構設備塗装工事、手すり等塗装工事、鉄骨塗装工事 等
機械及び設備等塗装 工事	プラント及びタンク塗装工事、冷却管及び給油管等塗装工事、煙突塗装工事、 広告塔塗装工事 等
薬液注入工事	不同沈下建造物復元工事、建築物基礎補強工事 等

- ・工事着工以前における設計者としての基本設計・実施設計のみの業務
- ・測量、調査(点検含む)、設計(積算を含む)、保守・維持・メンテナンス等の業務  
※ただし、施工中の工事測量は認める。
- ・現場事務、営業等の業務
- ・研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務
- ・アルバイトによる作業員としての経験
- ・工程管理、品質管理、安全管理等を含まない雑役務のみの業務、単純な労務作業等(単なる土の掘削、  
コンクリートの打設、建設機械の運転、ゴミ処理等の作業、単に塗料を塗布する作業、単に薬液を  
注入するだけの作業等)

# 1. 実務経験要件について

## ②-1 実務経験として認められる工種種別・工事内容等 【建築】

受検資格として認められる工事種別・工事内容

工事種別	主な工事内容(建築工事として実施された工事に限る)
建築一式工事	事務所ビル建築工事、共同住宅建築工事 等
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事 等
とび・土工・コンクリート工事	とび工事、足場仮設工事、囲障工事、(P C、R C、鋼)杭工事、コンクリート工事、地盤改良工事 等
鋼構造物工事	鉄骨工事、屋外広告工事 等
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事 等
タイル・レンガ・ブロック工事	コンクリートブロック積み工事、レンガ積み工事、A L Cパネル工事、サイディング工事 等
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹き付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 等
石工事	石積み(張り)工事、エクステリア工事 等
屋根工事	屋根葺き工事 等
板金工事	建築板金工事 等
ガラス工事	ガラス加工取り付け工事 等
塗装工事	塗装工事 等
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 等
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内部間仕切り壁工事、床仕上工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 等
建具工事	金属製建具取付工事、金属製カーテンウォール取付工事、サッシ取付工事、シャッター取付工事、木製建具取付工事 等
熱絶縁工事	建築断熱工事 等
解体工事	建築物解体工事

(※)上記工事種別による増改築等の工事は、実務経験と認められます。

工事種別	工事内容
建築工事 (ビル・マンション等)	PC ぐい工事、RC ぐい工事、鋼管ぐい工事、場所打ちぐい工事 PC ぐい解体工事、RC ぐい解体工事、鋼管ぐい解体工事、場所打ちぐい解体工事 建築物基礎解体後の埋戻し、建築物基礎解体後の整地工事(土地造成工事) 地下構造物の解体後の埋戻し、地下構造物の解体後の整地工事(土地造成工事) 等
個人宅地工事	PC ぐい工事、RC ぐい工事、鋼管ぐい工事、場所打ちぐい工事 PC ぐい解体工事、RC ぐい解体工事、鋼管ぐい解体工事、場所打ちぐい解体工事 等
浄化槽工事	大型浄化槽設置工事(ビル、マンション、パーキングエリアや工場等大規模な工事) 等
機械等設置工事	タンク設置に伴うコンクリート基礎工事、煙突設置に伴うコンクリート基礎工事、 機械設置に伴うコンクリート基礎工事 等
鉄管・鉄骨製作	橋梁、水門扉の工場での製作 等

 受検資格として認められる  
工事種別・工事内容

# 1. 実務経験要件について

## ②-2 実務経験として認められない工種種別・工事内容等 【建築】

受験できない工事種別・工事内容

<b>【土木一式工事】</b> トンネル、橋梁、歩道橋、地下道、地下鉄、鉄道、線路、プラットホーム、ダム、河川、護岸、港湾土木、閘門、水門等門扉設置、道路、舗装、下水道、下水道管埋設、農業用道路、農業用水路、しゅんせつ、造園、さく井 等の工事
<b>【電気工事】</b> 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備、引込線、電車線、信号設備、ネオン装置 等の工事
<b>【電気通信工事】</b> 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、放送設備工事、アンテナ設備工事、空中線設備工事、携帯電話設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事、CATVケーブル工事、コンピューター機器設置工事 等
<b>【機械器具設置工事(基礎工事を含む)】</b> プラント設備工事、エレベーター設備工事、運搬機器設置工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水(ポンプ場)機器設置工事、ダム用仮設工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
<b>【管工事】</b> 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事、水道施設工事、浄水施設工事、排水処理施設工事、下水処理施設設備工事、ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 等
<b>【消防施設工事】</b> 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事 等
建築物に関係のない次の仕事(土木工事として実施したもの等は全て不可) とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんがブロック工事(築炉等)、鋼構造物工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事(橋梁塗装、鉄塔塗装 等)、防水工事 等

受験できない業務等

建築工事の施工に直接的に関わらない以下のような業務等は含まれません。 ○工事着工以前における設計者としての基本設計、実施設計のみの業務 ○設計、積算、保守・点検・維持・メンテナンス、事務、営業などの業務 ○測量地盤調査業務、工事現場の事務、積算、営業等の業務 ○工事における雑役務のみの業務、単純な労働作業など ○研究所、学校(大学院等)、訓練所等における研究、教育または指導等の業務 ○入社後の研修期間(工事現場の施工管理になりません) ○人材派遣による建設業務 (土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊もしくは解体の作業またはこれらの準備の作業に直接従事した業務は、労働者派遣事業の適用除外の業務のため不可。ただし、建築工事の施工管理業務は除く)
--

# 1. 実務経験要件について

## (5) 受検要件としての実務経験の扱い

- 実務経験について、各業種区分に対応している技術検定の6種目（土木、管工事、造園、電気通信工事、建築、電気工事）の**実務経験は他の種目と重複して申請することはできない**。
- また、**元請に当該業種の許可がない**場合、その工事の実務経験は認められない。

### 実務経験の重複の禁止の理由

- 建設業許可業種は、**施工技術の相違、取引慣行等の業課の実態**を勘案して設定されており、許可にあたっては**当該業種の実務経験を有する者の配置**が必要である。

### 【例】「電気工事」「管工事」が同等割合の複合工事の場合

- 当該工事の実務経験を電気工事・管工事での重複を認めた場合、**施工技術の相違等による許可業種の設定の考え方と矛盾**が生じる。
- 施工管理の面から、電気工事の実務経験者が管工事を**適切に管理できる**が疑問が残る。
- 建設工事は、その内容が変化し専門技術が進展しており、業界から業種の細分化の要望はあるが、**業種の統合の要望は少ない**。

### 元請技術者の実務経験の取扱い

- 土木（建築）一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに「**土木工作物（建築物）**」を建設する工事である。

### 【例】建築一式工事における「電気工事」の扱い

- **電気工事業の許可を有し設備部門の技術者として配置された**場合は、**電気工事の実務経験として認められる**。
- **電気工事業の許可がなく**、下請業者に電気工事を施工させている場合、電気工事の施工管理能力がないため、**電気工事としての実務経験は認めれない**。

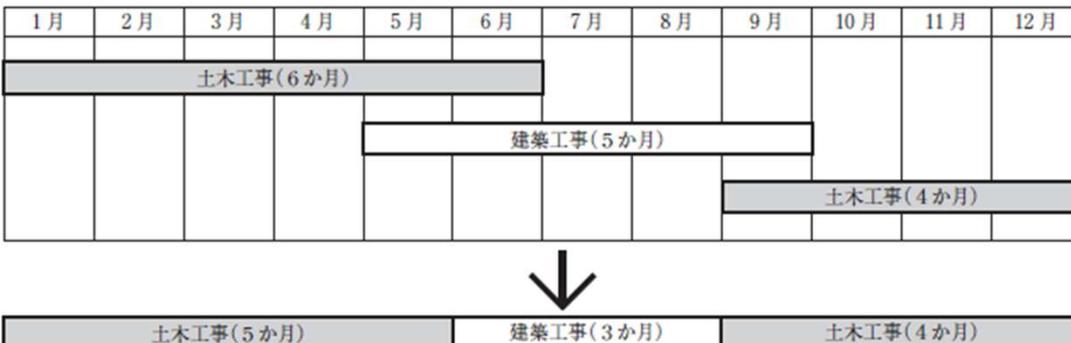


図1-2 工種の複合工事（一式工事等）における実務経験の算定方法

# 1. 実務経験要件について

## (6) 実務経験の証明

○ 実務経験は、所属企業による証明（押印）、受検者自らによる誓約（押印）によって信頼性を担保している。（指導監督的実務経験は、確認のために施工体制台帳・契約書等の提出を求める場合あり）

**A票 R2**

**A-1** 1級土木施工管理技術者検定受検申請書

1級の技術検定を受けたので、関係書類を添付して申請します。  
国土交通大臣指名試験機関  
一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: (03) 5561-1111

受検者名: 氏名  
フリガナ: ( )  
住所: ( )  
勤務先: ( )  
勤務先所在地: ( )

**A-2** 履歴票

受検者名: 氏名  
フリガナ: ( )  
住所: ( )  
勤務先: ( )  
勤務先所在地: ( )

受検資格に  
直接関係のある最終卒業及びその  
ついでの子続  
名 校 科 名  
最終卒業 (及び1つ前の卒業)

**A-3** 1級技術検定実務経験証明書

下記の受検申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。  
国土交通大臣指名試験機関  
一般財団法人 全国建設研修センター理事長 殿

令和2年 月 日

受検申請者 氏名 本籍 生年 現住所  
勤務先名 勤務先所在地 所属 (部課名) 職種 ( )

実務経験年数の合計

令和2年4月1日～令和2年7月4日の間の実務を加算すると受検資格を満たす方は、見込み数を記入してください。

勤務先名	所属	工事名	発注者名	工事工期	指導監督的実務経験の内容	指導監督的実務経験年数
あなたが担当した業務の具体的な内容 (工程管理・品質管理・安全管理等の具体的な内容)	年月～年月 (年*月)	年月～年月 (年*月)				

**A-4** 上記実務経験のうち指導監督的実務経験の内容

指導監督的実務経験年数の合計

令和2年4月1日～令和2年7月4日の間の実務を加算すると受検資格を満たす方は、見込み数を記入してください。

指導監督的実務経験年数の合計	年月
年	月

**A-5** 誓約欄

この証明書に事実と相違がある場合は、合格を取り消されることがあります。また、虚偽の記載をなす場合は、受検資格を剥奪される場合があります。

誓約欄 この証明書に事実と相違がある場合は、合格を取り消されることがあります。また、虚偽の記載をなす場合は、受検資格を剥奪される場合があります。

現在所属する企業による証明  
→会社印 + 証明者印

現在所属する企業による証明  
→会社印 + 証明者印

現指導的監督的実務経験 (1級のみ)  
→確認のために、施工体制台帳・契約書の写し等の提出を求める場合がある  
→工事1件ごとに記載

実務経験に関する受検者による誓約

## 2. 実務経験不備事案の概要(大和ハウス工業(株))

### (1) 不正受検者数及び施工品質の調査結果 (第三者委員会調査結果)

- 最終的に現職社員の資格保有者4,189名 (資格総数：7,303個) のうち、**実務経験不備者は357名 (資格総数：429個)** であり、退職者は14名 (資格総数：16個) であった。
- 実務経験に不備があった**現職社員を主任・監理技術者として16現場に配置**したほか、**専任技術者として4営業所に配置**していた。

表2-1 実務経験不備者が主任・監理技術者として配置された工事現場数

工事種別	社員		元社員	
	主任技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者
太陽光発電所施設工事	0	2	0	0
照明器具工事等電気工事	8	0	0	0
空調工事等管理工事	6	0	0	0
現場合計数	14	2	0	0

#### 【実務経験不備者が監理 (主任) 技術者として配置された工事現場の施工品質の確認結果】

- 14現場について、第三者調査機関の調査の結果、**施工品質に問題はない**ことを確認
- 送電部位に係る2現場については、**電気工事士法、電気工業法に基づいて第1種電気工事士資格保有者が工事を実施**しており、所有者関連会社が**電力供給に問題がない**ことを確認した上で、所有者、第三者調査機関より調査を実施しないことを了承

工事目的物の施工品質には「問題がない」ことを確認済み

## 2. 実務経験不備事案の概要(大和ハウス工業(株))

### (2) 事案の概要

#### 【経緯】

- 平成31年4月、大和ハウス工業(株)は、施工管理技士の技術検定に係る実務経験証明について疑問を呈する社員の内部通報を受け、社内調査を開始。令和元年12月に調査結果を国土交通省に報告。
- 国土交通省は、同社に対して、所有者等に対する丁寧な説明、物件調査の迅速な実施及び報告、既に退職した社員に関する対応、原因の究明及び再発防止の徹底を指示。



- 同社は令和2年1月に外部調査委員会を設置し、同委員会において以下の事実関係の調査を実施  
(客観的資料の確認、調査票による調査、社内調査における認定プロセスの確認、ホットラインの設置、ヒアリング、追加社内調査の指示及び検証・評価)



- 令和2年4月17日、外部調査委員会による調査結果を受領し、国土交通省に報告。
- 最終的に大和ハウス工業(株)の現職社員357名(資格総数429個)及び退職社員14名(資格総数:16個)について、実務経験を充足していない状況で技術検定を受験し、施工管理技士の資格を不正に取得
- 不正取得であったため資格要件を満たさない者を監理技術者・主任技術者として配置していた16工事について、第三者調査機関による調査等を実施し、施工品質に問題が無いことを確認

#### 【今後の予定】

##### <合格取消し、受検禁止>

###### 実務経験の不備申請による受検

- ⇒ 合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。(令第27条の9)
- ⇒ 処分を受けた者に対し、3年以内の期間を定めて技術検定を受けることができない。(令第27条の9)

##### <建設業法に基づく監督処分>

###### 資格のない主任・監理技術者及び営業所専任技術者の配置

- ⇒ (法第26条:主任・監理技術者)
- ⇒ (第7・15条:営業所専任技術者)

## 2. 実務経験不備事案の概要(大和ハウス工業(株))

### (3) 不正受検の要因と再発防止策

- 不備の要因として、資格取得に対する推進方針、**実務経験要件に対する認識不足とチェック体制の不十分さ**が指摘された。
- 同社は、調査委員会の指摘を踏まえて、再発防止に努めようとしている。

#### 【不正受検の背景と要因】

##### ①資格取得に対する推進方針

- 公的資格取得を推進する社風、資格取得と人事制度との結びつき
- ⇒ 職務上の必要性や自己研鑽によらない資格取得、資格取得自体が目的化

##### ②実務経験要件に関する社内体制の不備

- チェック体制、情報管理体制が不十分
- ⇒ 受験者に対する周知・注意喚起等のフォローが不十分、受験者が記憶に基づき実務経験証明書を記載

##### ③実務要件に関する対応・認識の問題

- 不備者、承認者が受験の手引を精読していない
- ⇒ 不備者の不注意、承認者の対応・認識不十分

#### 【再発防止策】

##### 対策1. 社内チェック体制の構築：

- 本社で人事記録と現場データによる確認
- チェック無しで捺印申請手続きを認めない

##### 対策2. 実務経験の可視化

- 人事記録確認表を作成し、学歴、社歴保有資格、実務経験を一目で確認

##### 対策3. 実務経験確認チェックリストの提供

- 受験予定者に対して実務経験を満たすための自己チェックリストを提供

##### 対策4. 計画的な資格取得モデルプランの設定

- 社歴や経験と連動した計画的で適切な資格取得の奨励

#### 【実務経験要件不備者・承認者の認識】 (ヒアリング・アンケート調査結果)

不備者・承認者352名の要件に対する認知度・理解度※

<不備者>

- ・ 重複禁止要件の認知度 21.1%
- ・ 電気工事下請除外要件の認知度 17.9%
- ・ 実務経験内容不備要件の認知度 63.9%

<承認者>

- ・ 重複禁止要件の認知度 17.9%
- ・ 電気工事下請除外要件の認知度 0%
- ・ 実務経験内容不備要件の認知度 23.0%

著しい認知不足

※ 「知っていた」または「よく理解していた」「理解していた」の回答の合計

## 2. 実務経験不備事案の概要(西武建設(株)、西武造園(株))

### (1) 不正受検者数及び施工品質の調査結果 (社内調査結果)

- 令和2年6月、西武建設(株)、西武造園(株)は、同社及びその子会社の**社員65名(退職した社員を含む)**が保有する施工管理技士について、**受検時における実務経験に不備**があったことを発表した。
- 実務経験不備で資格を取得した者の一部は、**3現場で監理技術者(現場代理人兼任)として配置**されていたほか、**3営業所において専任技術者として配置**されていた。

表2-2：実務経験に不備があった資格の種類、取得数および実人数（R2.6時点）

資格名	西武建設		西武造園※		計
	社員	元社員	社員	元社員	
1級土木施工管理技士	11	3	13	3	30
2級土木施工管理技士	10	2	8	5	25
1級建築施工管理技士	1	1	0	1	3
2級建築施工管理技士	2	0	0	1	3
1級造園施工管理技士	3	1	10	6	20
2級造園施工管理技士	-	-	3	6	9
1級管工事施工管理技士	-	-	0	1	1
1級電気工事施工管理技士	-	-	0	1	1
1級建設機械施工管理技士	-	-	0	1	1
資格総数計	27	7	34	25	93
実人数	23	4	24	14	65

表2-3 実務経験不備者が主任・監理技術者として配置された工事現場数

工事種別	西武建設	西武造園※
道路緑化工事	0	1
公園工事	0	2
現場合計数	0	3

※西武造園(株)は同社の子会社2社(横浜緑地(株)および西武緑化管理(株))の数を含む。

## 2. 実務経験不備事案の概要(西武建設(株)、西武造園(株))

### (2) 事案の経緯

#### 【経緯】

- 令和2年4月7日、西武建設(株)、西武造園(株)より、同社社員の一部による技術検定試験における実務経験不備での受検および資格取得を国土交通省に報告。



- 国土交通省は、実務経験に不備があった社員（既に退職した社員を含む）を報告するとともに、施工管理技士の資格を保有する全社員について不備の有無を調査するよう指示。



- 西武建設(株)、西武造園(株)において、資格者名簿をもとに実務経験を必要とする当該資格保有者への確認を実施。（退職者は所管部署の引継ぎ書類や経歴等をもとに判断）



令和2年6月12日、調査結果を以下のとおり報告。

- 西武建設(株)、西武造園(株)及びその子会社の社員65名(西武建設(株)27名、西武造園(株)35名、横浜緑地(株)1名、西武緑化管理(株)2名)なお既に退職した社員を含む)が保有する施工管理技士について、受検時における実務経験に不備があったこと
- 不正取得であったため資格要件を満たさない者を、3件の工事で監理技術者※1として配置していたほか、3営業所で専任技術者※2として配置していたこと
- 第三者委員会を設置し調査を行うこと

#### 【今後の予定】

##### <合格取消し、受検禁止>

###### 実務経験の不備申請による受検

- ⇒ 合格の決定を取り消し、又はその技術検定を受けることを禁止することができる。（令第27条の9）
- ⇒ 処分を受けた者に対し、3年以内の期間を定めて技術検定を受けることができない。（令第27条の9）

##### <第三者委員会の調査結果の報告>

- ⇒ （報告書の公表）

##### <国土交通省による措置>

- ⇒ （報告書の内容に応じて対応を検討）

## 2. 実務経験不備事案の概要(西武建設(株)、西武造園(株))

### (3) 不正受検の要因と再発防止策

- 不備の要因として、**実務経験期間に対する認識不足とチェック体制の不十分さ**が指摘された
- 組織として再発防止策に取り組むとともに、**第三者調査委員会の参画によりさらなる原因究明と再発防止**に努めることとしている

#### 【不備の主な類型】

- ① **実務経験がない者による受検：**
  - 事務系の社員に対し資格取得を推奨していた。(2011年頃まで、以降はなし)
- ② **実務経験期間の不足：**
  - 実務経験を実際の期間よりも長く計上したり、実際には計上できない工種を実務経験としていた。
  - 工事に従事していない研修期間を実務経験として申請していた。
- ③ **実務経験期間の重複：**
  - 造園の実務経験を土木においても実務経験として重複して申請していた。

#### 【不備の要因】

- 受検者個人および所属と事業所の管理部門においても**実務経験期間の申請について認識が不足**しており、**チェック体制が不十分**あった。

#### 【再発防止策】

- 実務経験を要する資格については、「受験の手引き」の内容を改めて確認のうえ**社内周知**する。
- 実務経験の確認に際しては、受検者の所属部署による**厳格なチェック**に加え、**社員押捺部署(管理部門)**においても**ダブルチェック**する。
- 第三者調査委員会の調査結果および提言を踏まえ、原因究明と再発防止を図る。

## 2. 実務経験不備事案の概要(水道機工(株))

### (1) 事案の経緯

#### 【経緯】

- 令和2年3月10日、実務経験を充足していない状況で技術検定を受検した社員の存在を把握していたため、その旨を国土交通省及び厚生労働省に報告し、あらためて状況報告するよう指示を受ける。



- 令和2年3月18日、同社の社員において実務経験を充足していない状況で技術検定を受検したとの新聞報道を受け、同日、社内調査委員会を設置し調査を開始済み。



- 令和2年3月27日、外部の弁護士等を委員とする第三者委員会の設置及び委員の委嘱。  
 ※実務経験の不備に関わる調査、発生原因の究明及び再発防止対策の提言等  
 ※調査期間は、約2か月を目処とし、第三者委員会からの調査報告書の受領時にその旨を公表（その後調査期間を延長）

#### 【今後の予定】

##### < 第三者委員会の調査結果の報告 >

⇒ (報告書の公表)

##### < 国土交通省による措置 >

⇒ (報告書の内容に応じて対応を検討)

# 4. 実務経験不備の事案のまとめ

## (1) 実務経験不備のパターン

- 実務経験不備のパターンは、**①実務経験が認められない工事内容**、**②実務経験の重複**、**③計上できない工種の実務経験**の3つに大別される。
- また、所属企業においても、これら実務経験の要件を十分に認知していないことと、**受検者の実務経験の管理・チェックも不十分**であった。

### 【不備パターン①】 実務経験が認められない工事経験

- 技術検定の「手引き」には、それぞれの技術検定において、実務経験として認める工事種別・工事内容・業種等、実務経験として認められない工事種別・工事内容・業種等が明示されている。  
⇒ **実務経験の申請において、「手引き」において実務経験として認められない工事種別・工事内容・業種等に合致する内容を実務経験として申請している。**

### 【不備パターン②】 実務経験の重複

- 技術検定では、複数の工種が含まれる工事の実務経験は、いずれかの工種の実務経験として算定することとなっている。  
⇒ **複数の技術検定の実務経験として、重複した実務経験として申請している。**



### 【不備パターン③】 下請に出している場合の実務経験 (※建築工事等における電気工事下請)

- 土木・建築工事等を請け負った場合、電気工事等の専門工事を下請けに出した場合、当該工事の実務経験は土木又は建築工事としての実務経験に計上できるが、電気工事等の専門工事の実務経験として計上できない。  
⇒ **電気工事等の専門工事を下請けに出した場合、自社では当該専門工事の施工を行っていないが、実務経験として申請している。**

# 4. 実務経験不備の事案のまとめ

## (2) 事案の背景及び発生原因

- 実務経験不備事案には、**企業による資格取得の推進による背景**もあり、**受検者が実務経験要件を十分に認知・確認せず**に申請・受検している実態が明らかとなった。
- また、企業における実務経験の証明者も、同様に**実務経験要件を十分に認知せず、管理・チェック体制も不十分**であったことが原因と考えられる。

### < 実務経験不備の背景 >

#### < 施工管理技士資格の取得推進 >

##### ① 建築施工管理技士の取得推進

- ✓ 事事業所長等に対して、監理技術者になり得る資格（1級建築士・1級建築施工管理技士等）の取得を強く推進する通達を発出。

##### ② 他の施工管理技士資格の取得推進

- ✓ 建築工事以外の工事受注を拡大するために、他の施工管理技士の資格取得への祝金の増額。

##### ③ 管理職昇格に対する資格取得要件

- ✓ 課長昇格の要件として、建築施工管理技士のほか、さらに他1種類の施工管理技士資格の取得を要件化。



### < 実務経験不備の原因 >

証明者

⇒実務経験の記録・管理及びチェック体制不足  
⇒実務経験の認知・周知不足

+

受検者

⇒実務経験の確認・理解不足

# 4. 国土交通省の対応

## (1) 受検者に対するチラシ配布 (1/2)

○ 国土交通省（指定試験機関）は、令和2年度の受検者に対して申込用紙等に合わせて、**実務経験に関する注意喚起のチラシを同封**し、実務経験の不備等の防止を図っている。

1級

### ご 注 意

近年、実務経験証明書の虚偽記載等により、受験ができなかったり合格後に合格を取り消される例が増えています。

**不正行為に対する受験禁止措置の強化として、不正の手段による受験（申請書・証明書の虚偽記載、不正行為等）が明らかとなった場合には、合格の取消し又はその受験を禁止することとなります。**

また、その処分を受けた者は、3年以内の期間を定めて受験を禁止されることがありますので、次の点にご注意の上、受験申請を行ってください。

**※不正行為に対する注意喚起**

- 受験申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受験者自身が記入・確認の上、お送りください。
- 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を正確に確認の上、証明を行ってください。
- 見込期間を含めて申請された方は、その期間等の変更があった場合には申告する必要があります。申告がなく受験資格を満たさないまま受験した場合には、合格の取消し又は受験の禁止措置が適用されますので十分ご注意ください。

※なお、申請内容については、改めて確認させていただくことがあります。  
また、証明者にも直接問い合わせることがあります。  
※詳細については、当センターのホームページにて確認してください。

**不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、もしくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けます。**

**※不正行為に対する罰則適用の注意喚起**

（裏面もご覧ください）

### 実務経験の見込み期間の取扱い

### ご 注 意

**【実務経験年数の計算について】**  
実務経験年数は令和2年3月31日現在で計算してください。

なお、令和2年4月1日～7月4日までの間における実務経験を加算すると受験資格を満たす方は、その予定されている見込期間を算入することで申込みが可能です。また、2級合格者は2級合格発表日から算定できます。（指導監督の実務経験については、見込期間を実務経験として算入できるのは、受験申込時点で契約又は特定しているものに限りです。）

ただし、見込期間等について変更があった場合は、土木試験課まで電話連絡等により、すみやかに申し出て、受験資格の有無について確認を受けてください。

**なお、申し出がなく受験しようとした場合又は受験した場合は、合格の取消し又は受験の禁止措置がとられることがあります。**

**※不正行為に対する注意喚起**

例 2級合格発表後、1級受験前日までの期間を実務として計算した場合

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
合格発表 (2月5日)					試験前日 (7月4日)	

例 卒業後、1級受験前日までの期間を実務として計算した場合

卒業					試験前日 (7月4日)

（表面は必ずお読みください）

# 4. 国土交通省の対応

## (1) 受検者に対するチラシ配布 (2/2)

○ 国土交通省（指定試験機関）は、令和2年度の受検者に対して申込用紙等に合わせて、**実務経験に関する注意喚起のチラシを同封**し、実務経験の不備等の防止を図っている。

(裏面)

(表面)

1級

実務経験年数を記入するときの注意事項

昨年、複数の種目の技術検定試験を受験する際に、種目ごとに必要な実務経験を重複して計上し、それを証明する会社としての確認も不十分であった結果、本来は所定の実務経験を満たしていない状態で技術検定試験を受験し、合格していた事案が発覚しました。

このような不正の手段による受験（申請書・証明書の虚偽記載、不正行為等）が明らかとなった場合には、合格の取消し又はその受験を禁止する措置が課せられることとなります。また、当該合格者が監理技術者又は主任技術者として従事した工事は、品質に重大な疑義が生じ、会社にも監督処分が課せられる場合があるなど、国民の信頼を大きく低下させる事態を招く結果となります。

受験申請を行う際は、次の点にご注意ください。**※不正行為に対する注意喚起**

- 受験申請書の「実務経験内容」及び「実務経験年数」等については、受験者自身が記入・確認の上お送りください。(P10～P14参照)
- 実務経験証明書の証明者は、実務経験証明書の内容等を実務経験に重複が生じてないかも含めて正確に確認の上、証明を行ってください。

※なお、申請内容については改めて確認させていただくことがあります。また、証明者にも直接、問合せすることがあります。※詳細については当センターのホームページにて確認してください。

不正の方法により取得した「資格」によって「建設業の許可」又は「経営事項審査」を受け、若しくは「技術者を配置」したときは、建設業法違反となり罰則を受けます。

**※不正行為に対する罰則適用の注意喚起**

(裏面もご覧ください)

実務経験の重複期間の取扱い

(裏面)

(表面)

【特に注意が必要なケース】

(1) 同じ検定種目にかかる複数の工事現場を担当している期間の重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土木工事 A (7ヶ月)											
						土木工事 B (7ヶ月)					
重複											

上の図の例のように、複数の工事現場を担当している期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、土木の実務経験を14ヶ月とすることはできません。実務経験は12ヶ月となります。

(2) 異なる検定種目にかかる複数の工事現場を担当している期間の重複がある場合

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
土木工事 C (6ヶ月)											
				建築工事 (5ヶ月)							
								土木工事 D (4ヶ月)			
土木工事 (5ヶ月)					建築工事 (3ヶ月)			土木工事 (4ヶ月)			

上の図の例のように、異なる検定種目にかかる工事現場の担当期間に重複がある場合、重複部分を二重に計上して、土木の実務経験を10ヶ月、建築の実務期間を5ヶ月とすることはできません。重複期間は実際の工事の従事割合（例えば日数）に応じて按分し、実務経験が1年（12ヶ月）を超えないようにする必要があります。

# 4. 国土交通省の対応

## (2) 建設業界への通知

○ 国土交通省は、技術検定の実務経験不備事案を受けて、関係業団体向けに「技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について」（R2.4.17）を通知した。

国土建第6号  
令和2年4月17日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長  
(公印省略)

技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について

建設業法第27条に基づく技術検定については、「技術検定に係る実務経験証明書に関する注意喚起について」（令和元年12月18日付け国土建第383号）（以下「通達」という。）において、技術検定の受検申請時に実務経験の証明を厳格に行うよう要請したところですが、この度、当該不正事案を生じさせた建設業者より原因究明の結果及び再発防止対策について外部調査委員会の調査結果を付して報告がありました。

同社からの報告では、今回の事態が発生した主な原因は、実務経験要件に不備があった社員、実務経験証明書を承認した者の多くが「受験の手引」を精読していなかったほか、複数資格の取得を強く推奨していたにもかかわらず、実務経験の重複禁止要件や除外要件など「受験の手引」のチェック体制が十分でなく、受検者に対する周知・注意喚起が行われていなかったとされています。

また、今後の再発防止策として、実務経験要件を一目で確認できるシステムを構築し、特定の部署が受検者の実務経験証明書の内容をチェックするほか、チェックリストを作成し受検者に提供するとされています。（別紙参照）

貴職におかれましては、貴団体参加の会員企業に対し、今回の事態を招いた原因や再発防止策について周知いただくとともに、上記を踏まえ、人事記録や工事記録等を用いて実務経験証明書を確認するなど、チェック体制を強化していただくようお願いいたします。なお、国土交通省としては、今後、技術検定に係る実務経験の証明についても、必要に応じて建設業法に基づく立入検査の対象とするよう、今年度の「建設業法令遵守推進本部 活動方針」に記載する予定です。

### 実務経験不備の原因：

- ・ 受検者の実務経験の規定の理解の不足
- ・ 証明者による実務経験のチェック体制の不足
- ・ 企業による実務経験の規定の周知・注意喚起の不足

### 実務経験不備の対策の例示：

- ・ 実務経験を確認できるシステム構築
- ・ 特定部署による実務経験証明書のチェック
- ・ 実務経験のチェックリストの作成

### 関係業団体への依頼内容：

- ・ 実務経験不備の原因及び再発防止策の周知
- ・ 実務経験証明書のチェック体制の強化
- ・ 建設業法に基づく立入検査の対象とすることの周知

# 4. 国土交通省の対応

## (3) 令和2年度の法令遵守本部活動方針への位置付け

○ 国土交通省は、「**建設業法令遵守推進本部**」の令和2年度の活動方針において、法令遵守に抵触する態様等が認められた場合の立入検査に、**営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業**を対象とする方針とした。

令和2年6月10日  
土地・建設産業局建設業課

### 令和元年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和2年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。  
今般、令和元年度における推進本部の活動結果及び令和2年度における活動方針がまとまりました。

令和元年度の推進本部の活動状況及び令和2年度の活動方針は、以下のとおりです。

#### 1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報の受付件数

	令和元年度	平成30年度
法令違反疑義情報受付件数	1,868件	1,651件
【うち、大臣許可業者に対する法令違反疑義情報受付件数】	【760件】	【-】

※ 平成30年度までは「駆け込みホットライン」の受付件数(参考:令和元年度の受付件数は1,785件)、令和元年度以降は「駆け込みホットライン」及びその他の電話等による通報等における法令違反疑義情報受付件数となります。

#### 2. 建設業者に対する立入検査等の実施件数

	令和元年度	平成30年度
立入検査等の実施	598件	734件

#### 3. 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和元年度	平成30年度
講習会の開催	44回	40回

※ 都道府県との共同開催を含めた回数です。

#### 4. 監督処分・勧告の実施概要

	令和元年度	平成30年度	主な処分事由
許可取消	1業者	0業者	刑法違反(傷害罪)1件
営業停止	8業者	18業者	競売入札妨害3件、談合行為2件、贈賄行為1件など
指 示	5業者	8業者	労働安全衛生法違反3件、無許可業者等との下請契約2件
勧 告	184業者	159業者	下請契約の締結について82件、追加・変更契約について61件、下請代金の支払いについて56件、営業所専任技術者の設置状況等21件など

※ 1件の監督処分、勧告に複数の項目が含まれることがあるため、監督処分・勧告件数とその内訳の件数とは一致しません。

令和2年6月

### 令和2年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設されて以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。  
特に、不適切な契約手続等を原因とするトラブルを未然に防ぐには、法制度に対する建設企業の理解を増進する必要があり、その観点から、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知等を継続的に進めてきたところである。

さらに本年度は、10月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂することを予定しており、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

このため、地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、本年度、以下に掲げる活動方針を踏まえ、引き続き、適正な対応を図っていくこととする。

### 3. 立入検査の実施

【実施目的】  
元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施する。

【検査対象】  
**立入検査は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、各種相談窓口によく通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に、実施するものとする。**

【実施方針】  
**立入検査は、単に定型業務として実施するのではなく、上記目的を踏まえつつ、効率的かつ効果的な方法により実施する。**